

入 札 公 告

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

葛城修験日本遺産活用推進協議会
会長 赤坂 武彦

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 7 年度

(2) 調達業務の名称

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務

(3) 調達業務の内容

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 国税又は地方税の滞納がない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県庁観光振興課内

(2) 期間

令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）から 1 1 月 6 日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 3 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の 9 時から 1 7 時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和7年10月22日(水)から10月30日(木)までの間において、質問申出書(様式1)を電子メールにより提出すること。
なお、電子メールの件名を「日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務に係る質問」とすること。

ア 受付期限

令和7年10月30日(木) 17時まで

イ 送付先

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局(和歌山県観光振興課内)

担当: 鶴野

メールアドレス: tsuruno_n0001@pref.wakayama.lg.jp

ウ 回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、葛城修験ホームページ(<https://katsuragisyugen-nihonisan.com>)への掲載の方法により公表する。ただし、その内容が軽微なものにあつては、本協議会事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。なお、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

エ 回答期限

令和7年11月4日(火) 17時まで

5 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

令和7年10月22日(水)から11月4日(火)までの県の休日を除く日の9時から17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)による(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁東別館 6階 6-A 会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和7年11月7日(金) 13時から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行う。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りでないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送による入札は認めないものとする。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書による。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本協議会から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

1 0 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (3) 本協議会が定める予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

1 1 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定を準用する。

1 2 契約書の要否

要

1 3 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内

電話番号 073-441-2424

入 札 説 明 書

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務については、別途の入札公告のとおり、「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」により葛城修験日本遺産活用推進協議会が調達する。

当該「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に準じるものとし、その他の事項については、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 入札公告年月日
令和7年10月22日（水）
- 2 条件付き一般競争入札に付する事項
 - （1）事業年度
令和7年度
 - （2）調達業務の名称
日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務
 - （3）調達業務の内容
日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務仕様書のとおり
 - （4）契約期間
契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- 3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - （1）民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
 - （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
 - （4）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
 - （5）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号)による手続きを行っている者でないこと。
(6) 国税又は地方税の滞納がない者であること

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内

(2) 期間

令和7年10月22日(水)から11月6日(木)までの和歌山県の休日を定める条例
(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」
という。)を除く日の9時から17時まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4(1)のとおり

(2) 期間

4(2)のとおり

- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和7年10月22日(水)から10月30日(木)までの間において、質問申出書(様式1)を電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名を「日本遺産『葛城修験』に関する案内サイン等の作成・設置業務に係る質問」とすること。

ア 受付期限

令和7年10月30日(木) 17時まで

イ 送付先

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局(和歌山県観光振興課内)

担当: 鶴野

メールアドレス: tsuruno_n0001@pref.wakayama.lg.jp

ウ 回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、葛城修験ホームページ(<https://katsuragisyugen-nihonisan.com>)への掲載の方法により公表する。ただし、その内容が軽微なものにあつては、本協議会事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。なお、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

エ 回答期限

令和7年11月4日(火) 17時まで

6 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項(事前審査)」による。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

4の(1)に同じ。

イ 期間

令和7年10月22日(水)から11月4日(火)までの県の休日を除く日の9時から17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(3)に同じ(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁東別館 6階 6-A会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和7年11月7日(金) 13時から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書(様式2)とする。

イ 入札金額は、調達業務を遂行するための価格の総額とする。

また、入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名(商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。)を記入して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税額等」という。)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送による入札は認めないものとする。
- (6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。
 - ア 入札事務（開札事務を含む。）は、葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。
 - イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。
 - ウ 入札の場所に入室する者は、1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。
 - エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。
 - オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。
 - カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。
 - キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。
 - ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本協議会から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札

- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めた場合は、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (3) 本協議会が定める予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本協議会は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとする。

1 2 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。
 - ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
 - イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (ア)和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保
 - (イ)保証事業会社の保証
 - ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に本協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - : 契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。
 - (イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - なおこの場合は、契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを証する書類(種類をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定を準用する。

1.3 契約書の要否
要

1.4 入札及び契約の事務を担当する部局

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内
電話番号 073-441-2424

別添（第6項関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務

日本遺産「葛城修験」に関する案内サイン等の作成・設置業務の「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付一般競争入札（事前審査）実施要領（平成21年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局へ提出しなければならない。

記

- 1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間（提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが必要であることに留意すること）

（1）受付場所

葛城修験日本遺産活用推進協議会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内

電話番号 073-441-2424

（2）受付期間

令和7年10月22日（水）から11月4日（火）までの県の休日を除く日の9時から17時まで

- 2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

- （1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。ただし、書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格」を保有する者は、それが分かる書類の提出をもって2（1）イ～カの提出書類を当該書類に代えることができる。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）（様式5）

イ 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）

ウ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

エ 印鑑証明

オ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明

※ 発行後3ヶ月を経過していないもの。

カ 都道府県税について未納がない旨の証明書

キ 同種の契約実績があることを証する書類

「直近5箇年において、同種同規模の契約実績があること（民間実績含む。）。」に関するもの

＜当該入札公告日「令和7年10月22日（水）」から過去5年間に国、都道府県、政令指定都市又は市町村（以下「国等」という。）又は独立行政法人、公社・公団、民間企業等（以下「民間等」という。）と契約した同種同規模の業務に係る契約を締結し、業務を適正に履行(完了)したこと。＞：①又は②の書類

※ 「同種同規模の契約実績」とは、一度の契約において10台以上の看板製作・設置を受託したものをいう。

① 当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類（同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行（完了）されたことが判るもの）：契約実績同等（同種同規模）認定申請書（様式6）、契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 当該同種同規模の業務に係る民間等との契約実績を証する書類（同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行（完了）されたことが判るもの）：契約実績同等（同種同規模）認定申請書（様式6）、契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行（完了）証明書等の写し等

（2）入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成（調製）における留意事項

（1）全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

（ア）申請者の氏名は、法人の名称及び代表者の職氏名とすること。

（イ）申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。

（ウ）申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

（エ）数字は、すべて算用数字とすること。

（オ）申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

（カ）字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により令和7年11月6日（木）までに通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の入札において必要となるので、申請者（入札者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

- （１）「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の（１）に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

- （２）（１）に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の（３）により行うものとする。